（地方公務員等共済組合法の一部改正）

第十六条　地方公務員等共済組合法（昭和三十七年法律第百五十二号）の一部を次のように改正する。

第七十条の二第一項中「一歳六か月」の下に「（その子が一歳六か月に達した日後の期間について育児休業等をすることが必要と認められるものとして総務省令で定める場合に該当するときは、二歳）」を加え、同条第二項中「当該総務省令」を「その子が一歳に達した日後の期間について育児休業等をすることが必要と認められるものとして総務省令」に改め、「一年六月」の下に「（その子が一歳六か月に達した日後の期間について育児休業等をすることが必要と認められるものとして総務省令で定める場合に該当するときは、二年）」を加える。

附則第十七条の二中「同項及び」を「百分の四十」とあるのは「百分の五十（当該育児休業等をした期間が百八十日に達するまでの期間については、百分の六十七）」と、同条第二項中「まで」とあるのは「」に達する日まで」と、「」に改める。

（職業能力開発促進法の一部改正）

第十七条　職業能力開発促進法（昭和四十四年法律第六十四号）の一部を次のように改正する。

第二十六条の六第五項中「及び第三項」を「及び第四項」に、「第四十八条の三」を「第四十二条第一項、第四十二条の二、第四十八条の三第一項」に、「第五十一条の二」を「第五十一条」に改め、同条第六項中「第四十二条の二」を「第四十二条の三」に改める。

第百二条中第七号を第八号とし、第四号から第六号までを一号ずつ繰り下げ、第三号の次に次の一号を加える。

四　第二十六条の六第五項において準用する職業安定法第五十一条第一項の規定に違反して秘密を漏らした者

第百四条中「第百二条第一号から第三号まで」を「第百二条第一号から第四号まで」に改める。

（青少年の雇用の促進等に関する法律の一部改正）

第十八条　青少年の雇用の促進等に関する法律の一部を次のように改正する。

第四条第二項中「第四条第七項」を「第四条第八項」に、「同条第八項」を「同条第九項」に改める。

第十一条中「第五条の五」を「第五条の五第一項」に改める。

第十八条第五項中「及び第三項」を「及び第四項」に、「第四十八条の三」を「第四十二条第一項、第四十二条の二、第四十八条の三第一項」に、「第五十一条の二」を「第五十一条」に改め、同条第六項中「第四十二条の二」を「第四十二条の三」に改める。

第三十三条中「第四条第七項」を「第四条第八項」に、「同条第八項」を「同条第九項」に、「第五条の五」を「第五条の五第一項」に改める。

第三十七条に次の一号を加える。

四　第十八条第五項において準用する職業安定法第五十一条第一項の規定に違反して秘密を漏らした者

（高年齢者等の雇用の安定等に関する法律の一部改正）

第十九条　高年齢者等の雇用の安定等に関する法律の一部を次のように改正する。

第三十八条第三項中「第四条第八項」を「第四条第九項」に改め、「第五条の七まで」の下に「、第十八条の二」を加え、「おいて、職業安定法」を「おいて、職業安定法第十八条の二中「第三十二条の九第二項」とあるのは「高年齢者等の雇用の安定等に関する法律第三十八条第三項の規定により適用される第三十二条の九第二項」と、同法」に改める。

（建設労働者の雇用の改善等に関する法律の一部改正）

第二十条　建設労働者の雇用の改善等に関する法律の一部を次のように改正する。

第三十条第一項の表第四条第八項の項中「第四条第八項」を「第四条第九項」に改め、同表第五条の五の項中「第五条の五」を「第五条の五第一項及び第二項」に改め、同表第五条の六第一項の項の次に次のように加える。

第十八条の二	建設労働法第二十七条第二項
第三十二条の九第二項	

第三十条第一項の表第三十二条の十一から第三十二条の十五まで、第三十二条の十六第一項及び第五十一条の項中「、第三十二条の十六第一項及び第五十一条」を「並びに第三十二条の十六第一項及び第三項」に改め、同表第三十二条の十四の項中「第三号」を「第八号」に改め、同表第四十八条の三及び第四十八条の四第一項の項中「第四十八条の三」を「第四十八条の三第一項」に改める。

（地域雇用開発促進法の一部改正）

第二十一条　地域雇用開発促進法（昭和六十二年法律第二十三号）の一部を次のように改正する。

第十二条第四項中「及び第三項」を「及び第四項」に、「第四十八条の三」を「第四十二条第一項、第四十二条の二、第四十八条の三第一項」に、「第五十一条の二」を「第五十一条」に改め、同条第五項中「第四十二条の二」を「第四十二条の三」に改める。

第二十二条に次の一号を加える。

三　第十二条第四項において準用する職業安定法第五十一条第一項の規定に違反して秘密を漏らした者

（中小企業における労働力の確保及び良好な雇用の機会の創出のための雇用管理の改善の促進に関する法律の一部改正）

第二十二条　中小企業における労働力の確保及び良好な雇用の機会の創出のための雇用管理の改善の促進に関する法律（平成三年法律第五十七号）の一部を次のように改正する。

第十三条第五項中「及び第三項」を「及び第四項」に、「第四十八条の三」を「第四十二条第一項、第四十二条の二、第四十八条の三第一項」に、「第五十一条の二」を「第五十一条」に改め、同条第六項中「第四十二条の二」を「第四十二条の三」に改める。

第二十一条中第二号を第三号とし、第一号の次に次の一号を加える。

二　第十三条第五項において準用する職業安定法第五十一条第一項の規定に違反して秘密を漏らした者

（国会職員の育児休業等に関する法律の一部改正）

第二十三条　国会職員の育児休業等に関する法律（平成三年法律第百八号）の一部を次のように改正する。

第三条第一項中「定める日」の下に「（当該子の養育の事情を考慮して特に必要と認められる場合として両議院の議長が協議して定める場合に該当するときは、二歳に達する日）」を加える。

（国家公務員の育児休業等に関する法律の一部改正）

第二十四条　国家公務員の育児休業等に関する法律（平成三年法律第百九号）の一部を次のように改正する。

第三条第一項中「定める日」の下に「（当該子の養育の事情を考慮して特に必要と認められる場合として人事院規則で定める場合に該当するときは、二歳に達する日）」を加える。

（地方公務員の育児休業等に関する法律の一部改正）

第二十五条　地方公務員の育児休業等に関する法律（平成三年法律第百十号）の一部を次のように改正する。

第二条第一項中「定める日」の下に「（当該子の養育の事情を考慮して特に必要と認められる場合として条例で定める場合に該当するときは、二歳に達する日）」を加える。

（林業労働力の確保の促進に関する法律の一部改正）

第二十六条　林業労働力の確保の促進に関する法律（平成八年法律第四十五号）の一部を次のように改正する。

第十三条第三項中「及び第三項」を「及び第四項」に、「第四十八条の三」を「第四十二条第一項、第四十二条の二、第四十八条の三第一項」に、「第五十一条の二」を「第五十一条」に改め、同条第四項中「第四十二条の二」を「第四十二条の三」に改める。

第三十四条中第二号を第三号とし、第一号の次に次の一号を加える。

二　第十三条第三項において準用する職業安定法第五十一条第一項の規定に違反して秘密を漏らした者